

都市再生整備計画

まちだし 町田市シェアサイクル すいしんちく 推進地区

とうきょうと 東京都 まちだし 町田市

令和4年2月

都市再生整備計画の目標及び計画期間

都道府県名	東京都	市町村名	まちだし 町田市	地区名	まちだし 町田市シェアサイクル推進地区	面積	7,130	ha
計画期間	令和 3	年度 ~	令和 8	年度	交付期間	令和	年度 ~	令和 年度

<p>目標</p> <p>大目標： 日常的な移動を多様な担い手・手段で支え、移動しやすい持続可能な交通環境をつくる 小目標： シェアサイクル事業を展開することで、気軽に出かけられる移動しやすいまちを実現するとともに、環境負荷軽減による脱炭素社会の形成を推進する</p>
--

<p>目標設定の根拠</p> <p>まちづくりの経緯及び現況 ・「町田市交通マスタープラン(2006年2月策定)」の基本目標の一つとして「交通による環境負荷や交通事故の少ないまち」を掲げ、歩行者や自転車が快適かつ安全に移動できるまちの実現に取り組んできた。</p> <p>・市内の回遊性向上による地域活性化や放置自転車対策を目的として、2019年4月から2022年2月まで、市と事業者で協定を締結し、シェアサイクル社会実験を実施した。社会実験によって、シェアサイクル活用による回遊性向上、放置自転車の減少、道路空間等の有効活用などの効果が確認された。</p> <p>・脱炭素社会の実現に向けた環境に優しい移動手段として、また新型コロナウイルス感染症拡大防止と社会経済活動の両立を図る新しい日常に対応する移動手段として、自転車の重要性が増している。このことを受け、「町田市都市づくりのマスタープラン」に基づき、2022年度から2026年度を計画期間とする「町田市自転車活用推進計画」を策定し、自転車活用施策の総合的かつ計画的な推進に向けて取組みを進めている。</p>
<p>課題</p> <p>・気軽に出かけられる移動しやすいまちづくりのため、自転車の利用環境を充実させる必要がある。</p> <p>・新しい日常に対応する移動手段としての自転車の利用ニーズの増加に応えるとともに、さらなる利用を促進する必要がある。</p> <p>・シェアサイクル実証実験において課題となった、市民ニーズへの細やかな対応、公共交通機関等との連携等の実現が求められる。</p>
<p>将来ビジョン(中長期)</p> <p>①町田市基本構想・基本計画 まちだ未来づくりビジョン2040 (2022年度～2039年度) 【まちづくり基本目標】政策8 思わず出歩きたくなるまちになる 施策：気軽に出かけてつながれる環境をつくる(移動しやすい交通体系の構築、便利で快適な日常生活をおくれる環境の整備)</p> <p>②町田市都市づくりのマスタープラン 方針編(交通) (2022年度～2039年度) 【基本方針】『日常的な移動を多様な担い手・手段で支え、移動しやすい持続可能な交通環境をつくること』を目指す 施策：地域の中を快適に移動できる「小さな・ゆったりとした」交通を生み育てる(ハード・ソフト両面での自転車活用の推進 ほか) 施策：多様な担い手がつながり、さまざまな手段を用いて交通を支える(環境負荷の低い乗り物への転換の推進 ほか)</p> <p>③町田市自転車活用推進計画 (2022年度～2026年度) 【目指す姿】日常的な移動を多様な担い手・手段で支え、移動しやすい持続可能な交通環境をつくること 取組：気軽に利用できるシェアサイクルの拡充(多くの人が集まる場所へのサイクルポート増設、利用の促進、公共交通機関とシェアサイクルの連携強化) 取組：観光やまちづくりでの自転車活用の推進(シェアサイクルを活用した観光スポットを巡るサイクリングコースの紹介、観光スポットへのサイクルポートの設置)</p>

目標を定量化する指標							
指標	単位	定義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
サイクルポート設置箇所数	箇所	市内のサイクルポート設置箇所数	サイクルポート設置箇所数の増加により、利用環境の充実、利用ニーズへの対応、公共交通機関等との連携の改善が図られる。	45 (2022年3月1日 現在)	R3年度	70	R8年度
1ヶ月あたりの利用回数	回	1ヶ月あたりの市内のシェアサイクル利用回数	シェアサイクルの利用回数の増加は、利用ニーズへの対応と利用促進によるものであり、移動しやすさの向上や地域活性化が図られる。	989 (2021年度上半期 月平均)	R3年度	1,500	R8年度

都市再生整備計画の整備方針等

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
【気軽にかけられる移動しやすいまちを実現し地域活性化を図る】 ・鉄道駅周辺や公共施設、公園など多くの人が集まる場所にサイクルポートを設置し、利用を促進し、シェアサイクル事業を推進する。	都市公園の占用許可特例を活用したサイクルポートの設置
その他	

協定制度等の取り組み

官民連携によるエリアマネジメント方針等																						
事業	事業の目的/事業によって解決される課題	事業期間	事業主体(占用主体)	活用する制度																		
				制度別詳細1 [道路占用許可特例(法第46条第10項)]	制度別詳細2 [河川敷地占用許可(河川敷地占用許可準則22)]	制度別詳細3 [都市公園占用許可特例(法第46条第12項)]	制度別詳細4 [都市利便増進協定(法第46条第25項)]	制度別詳細5 [都市再生整備歩行者経路協定(法第46条第24項)]	制度別詳細6 [低未利用土地利用促進協定(法第46条第26項)]	制度別詳細7 [滞在快適性等向上区域]	制度別詳細8 [滞在快適性等向上区域]	制度別詳細9 [滞在快適性等向上区域]	制度別詳細10 [滞在快適性等向上区域]	制度別詳細14 [滞在快適性等向上区域]								
1	●シェアサイクル事業の実施運営 サイクルポート(自転車駐車器具)の用地確保、整備・維持管理・撤去、事業の運営等を行う。	R3~R8	・町田市(実施主体) ・町田市と協定を締結した事業者(運営主体)			○																
2																						
3																						
4																						
5																						

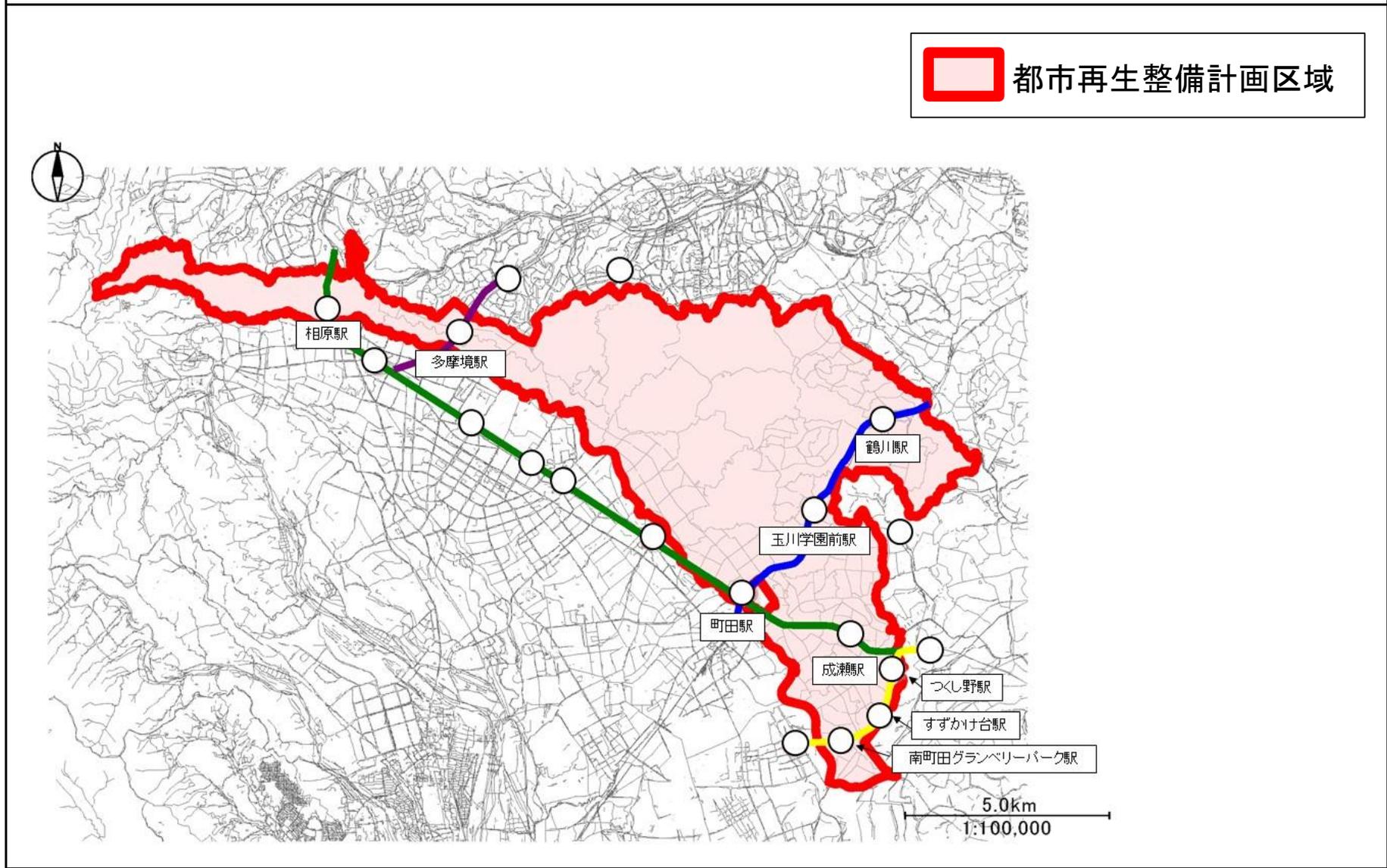
滞在快適性等向上区域における駐車場の配置方針等

取組	取組の目的/取組によって解決される課題	開始時期	活用する制度		
			制度別詳細11 [滞在快適性等向上区域]	制度別詳細12 [滞在快適性等向上区域]	制度別詳細13 [滞在快適性等向上区域]
1					

制度別詳細3-1(都市公園の占用に関する事項)法第46条第12項

制度別詳細【都市公園占用許可の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図



制度別詳細3-2-②(都市公園占用許可の特例):自転車駐車器具 法第46条第12項

制度別詳細【都市公園占用許可の特例:自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

設置イメージ

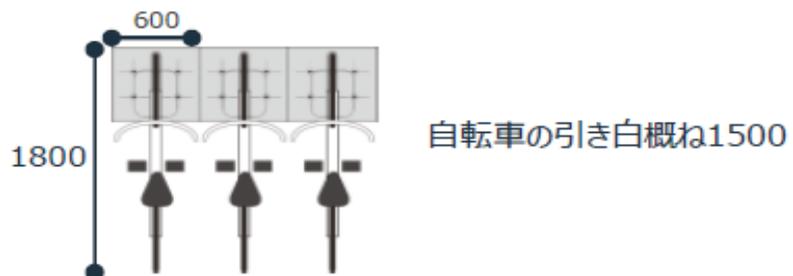


ラック

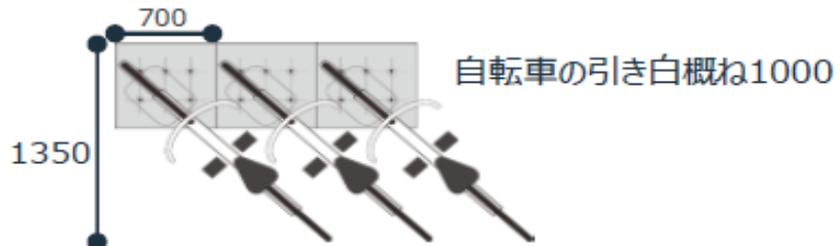


設置の大きさ

一方向に 垂直に 並べて駐輪

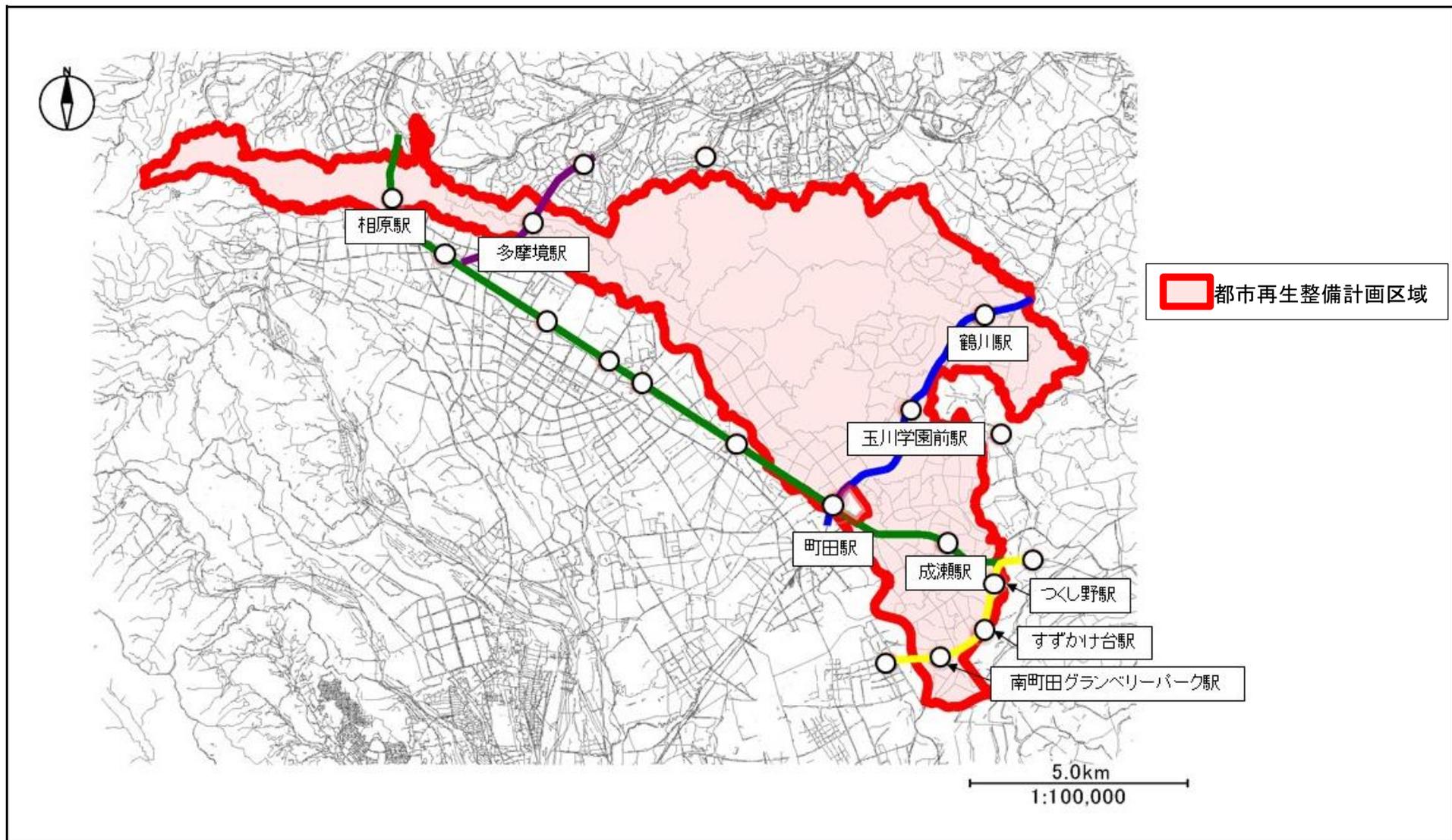


一方向に 斜めに 並べて駐輪



都市再生整備計画の区域

町田市シェアサイクル推進地区(東京都町田市)	面積 7,130 ha	区域 町田市全域 (原町田三丁目の一部、原町田四丁目の一部、原町田五丁目の一部、原町田六丁目の一部を除く)
------------------------	-------------	--



町田市シェアサイクル推進地区(東京都町田市) 整備方針概要図

目標	大目標: 日常的な移動を多様な担い手・手段で支え、移動しやすい持続可能な交通環境をつくる 小目標: シェアサイクル事業を展開することで、気軽に出かけられる移動しやすいまちを実現するとともに、環境負荷軽減による脱炭素社会の形成を推進する	代表的な指標	サイクルポート設置箇所数	箇所	45 (2022年3月1日 現在)	R3年度 →	70	R8年度
			1ヶ月あたりの利用回数	回	989 (2021年度上半期 月平均)	R3年度 →	1,500	R8年度
						→		
						→		

